

第 16 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和5年6月15日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後3時

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
9 番委員	倉 田 邦 昭	10番委員	榎 本 弘 行
11番委員	山 口 祐 二	12番委員	山 内 亜樹子
13番委員	矢ヶ崎 宏 始	14番委員	吉 井 美華子
15番委員	藏 見 洋 久	16番委員	田 中 敏 夫
17番委員	石 原 康 裕	19番委員	荻 本 末 子
20番委員	篠 宮 稔		

欠席委員

18番委員 加 納 松 男

事 務 局

局長 元木勇治 書記 佐野純子

書記 長谷部淳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第16回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、18人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、18番議席の加納委員につきましては、本日、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。また、9番議席の倉田委員につきましては、遅れる旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。もうすぐ7月となりますが、7月6日には農地パトロール、7月20日にはNTTの研修センターにて研修を実施しますので、皆様の御協力、よろしく願いいたします。

また、本日は前回の総会で御報告がありましたとおり、総会終了後に企業的農業経営と農業後継者の顕彰候補者について相談しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従い議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名委員には、15番議席の藏見委員、17番議席の石原委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上2件を事務局から説明、お願いいたします。

○長谷部書記　それでは、専決処分の報告について御説明いたします。

資料、報告第17号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法第3条は、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっておりますが、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は、農業委員会

への届出をすることになっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありましたので、報告します。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外2筆、面積は合計で1,906.77平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月25日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月25日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第18号を御覧ください。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は染地2丁目●番●、面積は576平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は大和ハウス工業株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。山口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、5月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月23日に受理通知書を交付しております。

この土地は、杉森小学校の西側の土地であり、以前は生産緑地でしたが、指定告示日から30年経過したため、令和4年10月に買取り申出がなされ、令和5年1月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更を行うものです。

専決処分 of 報告についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から2件の説明がありましたことについて、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、御報告の2件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、令和4年度最適化活動の点検・評価について、イ、令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証

明)について、エ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)について、オ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について以上5件を事務局より説明します。

○佐野書記　それでは、次のページを御覧ください。資料、報告事項ア、令和4年度最適化活動の点検・評価についてであります。

点検・評価の前に、この最適化活動について御説明いたします。

農業委員等の活動は、「農地等の利用の最適化を推進するという目標を達成するため、取り組む事項が決められております。農業委員等が実施する最適化活動を簡単に説明しますと、農地の出し手及び受け手の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなどです。農業委員等は、この最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。

このため、農業委員会では、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況と目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表し、都へ報告していくこととなります。

定められている活動目標は、農地の集約、遊休農地の解消、新規参入の促進とありますが、市街化区域農地のみを調布市農業委員会では、遊休農地の解消のみが活動目標となります。また、委員が活動を行う日数目標を定めることになっており、これが月6日となっております。委員が活動したものは、記録として活動記録カードを活用していただくことになっております。

それでは、資料、報告事項アを御覧ください。1、最適化活動の成果目標ですが、先ほど御説明したとおり、調布市では(2)遊休農地の解消等のみが目標となります。令和4年度遊休農地は、目標、実績ともにゼロヘクタールでした。

2、最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う調布市の農業委員の人数は20人であり、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は6日、実績は3.83日でした。

以上を踏まえての調布市農業委員会の3、点検・評価結果となりますが、20人の農業委員については、遊休農地の発生防止という目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。今年度も引き続き最適化活動の推進に努めていただければと思います。

報告事項アについては以上です。

○長谷部書記　次のページをお願いいたします。資料、報告事項イを御覧ください。令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和5年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3、届出が件数1件、面積1,906.77平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和5年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出はありませんでした。所有権の移転を伴う農地法第5条の届出が件数1件、面積576平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和5年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和5年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。今回の総会審議状況で前回から変更となった部分は、農地法第4はありませんでした。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数10件、面積4,213.44平方メートルとなっております。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数20件、面積8,926.02平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。この証明は、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町1丁目●番●外4筆、面積は合計で2,936.93平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町1丁目●番●外4筆、面積は合計で2,936.93平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

なお、番号1と2につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項エを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受ける者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町2丁目●番●外1筆、面積は合計で904.30平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。加納委員が現

地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は上石原3丁目●番●外3筆、面積は合計で1,281平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は菊野台3丁目●番●、面積は915平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。戸坂委員が現地確認しております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項を御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について御説明いたします。この届出は、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町7丁目●番●、面積は1,018平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。杉本富美男委員が現地確認しております。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の発行をしております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○野口委員 ちょっと確認いたします。報告事項エ、番号2、上石原3丁目●の●外3筆の現地確認ということでしたが、これは住所が上石原3丁目になっておりますが、林さんの間違いではないのですか。私が行ったのかな。林さん、どうでした？

○林委員 行っていません。

○佐野書記 府中在住の方なので、野口委員に行っていただいています。

○野口委員 では、私が行っているで間違いはないかな。

○佐野書記 はい、野口委員に行っていただいています。ありがとうございます。

○野口委員 分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何か御質問がありましたら、お願いします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の5件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認いたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長　その他報告及び連絡事項について御説明いたします。

まず、次回の総会は、令和5年7月20日木曜日午後3時から、調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いたします。

次に、5月辺りから会場での会議が徐々に再開されつつありますが、5月に会長が出席した主な会議について御報告します。

令和5年5月22日に、北多摩地区農業委員会連合会通常総会が清瀬市役所4階研修室で開催され、当日は矢ヶ崎会長が出席されました。

また、令和5年5月30日には、令和5年度全国農業委員会会長大会及び都内農業委員会会長と国会議員との意見交換会が文京シビックホール及び衆議院第一議員会館で開催され、当日は矢ヶ崎会長が出席されました。

事務局からの報告は以上です。

○議長　ありがとうございました。今の点で何か御質問はありますでしょうか。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりいたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第16回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時21分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

15番委員

17番委員